

第2回南相馬市議会定例会市長提出議案の要旨

平成31年2月28日提出

I 件数 45件

【内訳】 議案 44件 (条例関係12件、予算関係29件、その他3件)
報告 1件

II 議案の要旨

《条例関係》

議案第2号	南相馬市職員の自己啓発等休業に関する条例の一部を改正する条例制定について
-------	--------------------------------------

【趣旨】

学校教育法の改正に伴い、引用する条項に移動が生じたため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

専門職大学制度が創設され、大学を規定する学校教育法第104条の項に移動が生じたため、条例の引用箇所を改正するもの。

改正後	改正前
同法第104条第7項第2号	同法第104条第4項第2号

2 施行日 平成31年4月1日

専門職大学制度とは

平成31年4月から大学制度の中に、専門職業人の養成を目的とする新たな高等教育機関として、「専門職大学」「専門職短期大学」「専門職学科」(以下、「専門職大学等」という。)が創設されます。

専門職大学等は、特定職種における業務遂行能力の育成に加え、特に、長期の企業内実習や関連の職業分野に関する教育等を通じ、高度な「実践力」や豊かな「創造力」を培う教育に重点を置く点で特色があります。また、教育課程の開発等を産業界と連携して行う、より実践的な教育を行う仕組みとなっています。

議案第3号**南相馬市みらいへつなぐ復興基金条例制定について****【趣旨】**

東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興に向けて、中長期的に復興事業に取り組むための財源確保を目的として、「南相馬市東日本大震災復旧・復興基金」の一部を原資として基金を造成するため、新たに条例を制定するもの。

【主な内容】**1 制定概要**

「南相馬市東日本大震災復旧・復興基金」の一般財源積立分について、中長期（平成31年度から国の復興創生期間終了後概ね10年を経過するまでの期間：12年間を想定）に取り組む復興事業の財源とするため、12月補正後の見込み残高（79.5億円）の概ね半分を原資として新たに基金を造成する。

※現行基金と新設基金との住み分け

	設置目的	活用期間
復旧・復興基金	早期の復旧及び復興を推進する	平成24年度～平成34（2022）年度 ※設立から概ね10年間
みらいへつなぐ復興基金	復興に向けて中長期的に取り組む	平成31年度～平成42（2030）年度 ※復興創生期間の残期間 +復興創生期間終了後10年間

※基金造成額（42.2億円）の原資

南相馬市東日本大震災復旧・復興基金：40億円

市有地貸付収入（沿岸部太陽光・風力発電事業用地）：1.2億円

沿岸部大規模太陽光発電事業に係る地域協力金：1億円

2 条例の概要

定める項目	条・項	内 容
設置	第1条	東日本大震災及び福島第一原子力発電所事故からの復興に向けて、中長期的に復興事業に取り組むため、地方自治法第241条第1項の規定に基づき、みらいへつなぐ復興基金を設置
基金の額	第2条	基金の額は、予算で定める額の範囲内で市長が定める額
処分	第6条	基金は、次の各号のいずれかに掲げる場合に限り、これを処分することができる。 (1) 教育・子育てに関する事業の財源に充てるとき。 (2) 地域医療・健康づくりに関する事業の財源に充てるとき。 (3) 産業振興に関する事業の財源に充てるとき。 (4) 東日本大震災後に整備した公共施設の維持管理補修の財源に充てるとき。 (5) その他中長期的な復興のため必要と認める事業の財源に充てるとき。

3 施行日 平成31年4月1日

議案第 4 号

南相馬市東日本大震災等による被災者に対する国民健康保険税及び介護保険料の減免に関する条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

東日本大震災等による被災者に対する平成 31 年度の国民健康保険税及び介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 国民健康保険税の減免（第 3 条関係）及び介護保険料の減免（第 4 条関係）

区 分	減免適用年・月	
	改正後	改正前
① 避難指示等対象地域及び上位所得層（※ 1）を除外旧緊急時避難準備区域等（※ 2）	平成 31 年 4 月 ～平成 32 年 3 月	平成 30 年 4 月 ～平成 31 年 3 月
② 避難指示等対象地域以外の被災区域 ※ 3	平成 31 年 4 月 ～平成 32 年 3 月	平成 30 年 4 月 ～平成 31 年 3 月
③ 上記①②以外の地域	減免なし	減免なし

※ 1 上位所得層

【国保】 高額療養費算定基準所得額の世帯合算額が 600 万円を超える世帯

【介護】 介護保険法施行令第 38 条の規定に基づく被保険者個人の合計所得金額 633 万円以上を基準

※ 2 旧緊急時避難準備区域等とは、旧緊急時避難準備区域と既に指定が解除された特定避難勧奨地点（南相馬市を含む。）、指定が解除された旧避難指示解除準備区域等（H26 解除：田村市及び川内村の一部、H27 解除：檜葉町の一部、H28 解除：南相馬市、葛尾村、川内村、飯舘村、川俣町の一部）の区域、H29. 4. 1 解除：富岡町の一部（H29. 4. 1 解除分に関しては、民法の規定により平成 28 年度分の扱いとなる。)) の区域

※ 3 ①の上位所得層のうち、②の減免基準（家屋の全半壊等）の対象となる場合は、②に移行して減免となる。

《参考：保険税（料）対象者及び減免額等》

区 分	国民健康保険税		介護保険料		
	対象人数		対象人数		
避難指示等対象地域及び上位所得層を除く旧緊急時避難準備区域等	対象人数	13,367 人	対象人数	17,087 人	
	減免額	820,703,000 円	減免額	1,283,882,000 円	
	減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(4/10)	328,281,000 円	減免額の費用負担	災害臨時特例補助金(6/10)
		特別調整交付金(6/10)	492,422,000 円	特別調整交付金(4/10)	513,553,000 円
避難指示等対象地域以外の被災区域の被保険者	対象人数	747 人	対象人数	352 人	
	減免額	22,470,000 円	減免額	25,074,000 円	
	減免額の費用負担	特別調整交付金(9/10)	20,223,000 円	減免額の費用負担	特別調整交付金(8/10)
		市負担(1/10)	2,247,000 円	市負担(2/10)	5,015,000 円

2 施行日 平成31年4月1日

議案第5号 南相馬市手数料条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

手数料を徴収する固定資産課税台帳閲覧の規定を明確化するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

南相馬法務局証明サービスセンターの設置により、土地台帳の閲覧と同様のサービスが提供されていることから、土地台帳の閲覧を廃止し、地方税法に基づいた固定資産課税台帳の閲覧のみの表現に改めるもの。(別表第1関係)

	改正後	改正前
種類	地方税法第382条の2第1項の規定に基づく固定資産課税台帳の閲覧	公簿、公図の閲覧及び証明手数料
件数区分	1枚を1件とする。	1小字、1葉を1件とする。

2 施行日 平成31年4月1日

議案第 6 号**南相馬市印鑑の登録及び証明に関する条例の一部を改正する条例
制定について****【趣旨】**

印鑑登録証明書の交付に係る市民サービス向上と事務の効率化を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正概要**

印鑑登録証明書の交付は、印鑑登録証の提示を必須としているが、不所持による再来庁、再交付申請や再登録が多いため、本人が来庁し、本人であることが確認できた場合に限り、印鑑登録証の提示が無くても印鑑登録証明書を交付できることとするもの。(第 8 条、第 12 条関係)

2 施行日 平成 31 年 4 月 1 日**議案第 7 号****南相馬市災害弔慰金の支給等に関する条例の一部を改正する条例
制定について****【趣旨】**

災害弔慰金の支給等に関する法律及び同施行令の改正に伴い、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正概要****(1) 災害援護資金の貸付利率の改正及び保証人要件の緩和 (第 14 条及び第 15 条第 3 項関係)**

現在 3 % の利率を東日本大震災に係る特例措置と同様に保証人ありの場合は無利子、なしの場合は年 1.5 % とするもの。

(2) 災害援護資金の償還方法の拡充 (第 15 条第 1 項関係)

これまでの半年賦償還に加え、月賦償還を追加

2 施行日 平成 31 年 4 月 1 日**3 経過措置**

月賦償還以外の規定は、施行日以後に生じた災害により被害を受けた世帯の世帯主に対する災害援護資金の貸付けについて適用

議案第 8 号**南相馬市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の利用者負担額等に関する条例の一部を改正する条例制定について****【趣旨】**

平成30年度を終期とした市立幼稚園、市立保育園等の利用者負担額の無料化措置を平成34年度まで継続するため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正概要****市立幼稚園、市立保育園等の無料化措置の継続（附則第2項関係）**

平成30年度を終期とした特定教育・保育施設等の利用者負担額の無料化措置を、本市の復興総合計画後期基本計画期間である平成34年度まで継続するもの。

対象者は、市内に住所を有する者で、特定保育所、市立幼稚園及び市立保育園を利用している園児の保護者

2 施行日 公布の日**議案第 9 号****南相馬市ひとり親家庭医療費の助成に関する条例の一部を改正する条例制定について****【趣旨】**

児童扶養手当法の支給制限の適用期間の改正に伴い、福島県ひとり親家庭医療費助成事業補助金交付要綱が改正されたため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】**1 改正概要**

- ・児童扶養手当法施行規則の一部改正に伴い改正された前々年の所得を参照する登録申請期間「1月から7月1日まで」を「1月から10月1日まで」に改正
- ・引用法律名の改称に伴う改正
「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律」を
「中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律」に改正

2 施行日 平成31年4月1日

議案第10号 南相馬市敬老祝金等条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

敬老祝金の支給額を変更するため、必要な改正を行うものである。

【主な内容】

1 改正概要

平均寿命を勘案し、更に敬老会を再開するなど、総合的な高齢者福祉政策を展開するために給付内容を見直し、77歳の敬老祝い金を1万円から5千円に減額する。

2 施行日 平成31年4月1日

議案第11号 南相馬市介護保険条例の一部を改正する条例制定について

【趣旨】

第7期介護保険事業計画に基づく平成31年度分の介護保険料の負担軽減を図るため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

保険料負担額の軽減（附則第10項関係）

平成30年度に引き続き、平成31年度における介護保険料について、減免等の対象とならない者に対し、第7期保険料を第4期保険料と同額になるよう軽減措置を設ける。

○保険料段階別の保険料金額及び基準額に対する割合（月額）

段 階	(対 象 者)	基準額に 対する 割合	第7期 保険料	(参考) 第6期 保険料	(参考) 第4期 保険料
第1段階	○ 生活保護を受けている人 ○ 世帯全員が市民税非課税で老齢福祉年金を受けている人 ○ 世帯全員が市民税非課税で、本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.45	2,693 円	2,831 円	1,550 円
第2段階	○ 世帯全員が市民税非課税で、前年の本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超120万円以下の人	基準額 ×0.75	4,488 円	4,246 円	第5期 新 設
第3段階	○ 世帯全員が市民税非課税であって、前年の本人の合計所得金額＋課税年金収入額が120万円超の人	基準額 ×0.75	4,488 円	4,246 円	2,325 円
第4段階	○ 本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合)前年の本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円以下の人	基準額 ×0.90	5,386 円	5,095 円	2,573 円
第5段階 (基準)	○ 本人が市民税非課税の人であって、(世帯内に市民税課税者がいる場合)前年の本人の合計所得金額＋課税年金収入額が80万円超の人	基準額 ×1.00	5,985 円	5,662 円	3,100 円
第6段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 ×1.20	7,182 円	6,794 円	3,348 円
第7段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が120万円以上200万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 ×1.30	7,780 円	7,360 円	3,875 円
第8段階	ア 本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の人 イ 本人が要保護者であって、当該段階の額の適用により非保護者となるもの	基準額 ×1.50	8,977 円	8,493 円	4,650 円
第9段階	○ 本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上の人	基準額 ×1.70	10,174 円	8,264 円	5,425 円

2 施行日 平成31年4月1日

議案第 12 号	南相馬市農林漁業後継者育成資金貸付基金の設置、管理及び処分に関する条例を廃止する条例制定について
-----------------	---

【趣旨】

南相馬市農林漁業後継者育成資金貸付基金を廃止するため、条例を制定するもの。

【主な内容】

1 廃止理由

旧鹿島町において農林漁業者の後継者育成を目的に設置された農林漁業後継者育成資金貸付基金については、平成 18 年に南相馬市となって以降、貸付金の償還管理のみを行ってきたが、平成 30 年度をもって償還が全て完了したことに伴い、当該基金に係る条例を廃止するもの。

2 施行日 平成 31 年 4 月 1 日

議案第 13 号	南相馬市水道の布設工事監督者の配置基準及び資格基準並びに水道技術管理者の資格基準に関する条例の一部を改正する条例制定について
-----------------	---

【趣旨】

学校教育法及び技術士法施行規則の改正に伴い、布設工事監督者及び水道技術管理者の資格要件が変更となるため、必要な改正を行うもの。

【主な内容】

1 改正概要

- (1) 専門職大学の前期課程を修了した者を短期大学の卒業者と同等とするための改正（第 3 条、第 4 条関係）
- (2) 技術士第二次試験の上下水道部門選択科目の「水道環境」を「上水道及び工業用水道」に統合（第 3 条第 1 項第 8 号関係）

2 施行日 平成 31 年 4 月 1 日

《補正予算関係》

議案第14号 平成30年度南相馬市一般会計補正予算について

議案第15号 平成30年度南相馬市国民健康保険特別会計補正予算について

議案第16号 平成30年度南相馬市介護保険特別会計補正予算について

議案第17号 平成30年度南相馬市育英資金貸付特別会計補正予算について

議案第18号 平成30年度南相馬市簡易水道事業特別会計補正予算について

議案第19号 平成30年度南相馬市介護サービス事業特別会計補正予算について

議案第20号 平成30年度南相馬市農業集落排水事業特別会計補正予算について

議案第21号 平成30年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計補正予算について

議案第22号 平成30年度南相馬市太田財産区特別会計補正予算について

議案第23号 平成30年度南相馬市後期高齢者医療特別会計補正予算について

議案第24号 平成30年度南相馬市水道事業会計補正予算について

議案第25号 平成30年度南相馬市病院事業会計補正予算について

議案第26号 平成30年度南相馬市工業用水道事業会計補正予算について

議案第27号 平成30年度南相馬市下水道事業会計補正予算について

《当初予算関係》

- 議案第28号 平成31年度南相馬市一般会計予算について
- 議案第29号 平成31年度南相馬市国民健康保険特別会計予算について
- 議案第30号 平成31年度南相馬市介護保険特別会計予算について
- 議案第31号 平成31年度南相馬市育英資金貸付特別会計予算について
- 議案第32号 平成31年度南相馬市簡易水道事業特別会計予算について
- 議案第33号 平成31年度南相馬市介護サービス事業特別会計予算について
- 議案第34号 平成31年度南相馬市亜炭鉱害復旧施設維持管理事業特別会計予算について
- 議案第35号 平成31年度南相馬市農業集落排水事業特別会計予算について
- 議案第36号 平成31年度南相馬市工場用地等整備事業特別会計予算について
- 議案第37号 平成31年度南相馬市太田財産区特別会計予算について
- 議案第38号 平成31年度南相馬市後期高齢者医療特別会計予算について
- 議案第39号 平成31年度南相馬市水道事業会計予算について
- 議案第40号 平成31年度南相馬市病院事業会計予算について
- 議案第41号 平成31年度南相馬市工業用水道事業会計予算について
- 議案第42号 平成31年度南相馬市下水道事業会計予算について

《その他》

議案第43号 損害賠償の額の決定及び和解について

【趣旨】

秘匿情報の漏えいにより損害を与えた相手方に対し、損害賠償の額の賠償及び和解をするため、地方自治法第96条第1項第12号及び第13号の規定により議会の議決を求めるものである。

【主な内容】

1 損害賠償の額

NO	損害賠償の額	内 訳		
		28年度家賃等	29年度家賃等	30年度家賃等
1	2,309,100円	791,420円	791,420円	726,260円

※損害賠償の額は市が負担し、委託業者に請求する。

2 概要

平成27年1月22日、平成27年度個人積算線量測定の手続き書・同意書を各世帯主宛てに送付した際、送付書類の中に記載すべきでない秘匿情報（配偶者間暴力の被害者の避難先住所）を誤って記載し、配偶者間暴力の加害者（世帯主）に、配偶者間暴力の被害を受けている家族員（相手方）の避難先住所を送付してしまい、相手方に精神的苦痛を与えたものである。

平成28年第1回南相馬市議会定例会で議決を経て締結した和解書に基づき、平成28年度から福島県等が行う借上げ住宅制度の完了時期の平成30年度までの賃料相当額を賠償する。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

議案第44号 公の施設に係る指定管理者の指定について

【趣旨】

南相馬市パークゴルフ場の指定管理者を指定するため、地方自治法第244条の2第6項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 施設の名称

南相馬市パークゴルフ場

2 指定管理者の住所、名称及び代表者の氏名

住所 南相馬市原町区本陣前二丁目5番地

名称 株式会社 東武

代表者の氏名 代表取締役社長 中島 照夫

3 指定期間

平成31年4月1日から平成33年3月31日まで

議案第 45 号 市道路線の認定及び変更について

【趣旨】

道路法第 8 条第 2 項及び第 10 条第 3 項の規定により議会の議決を求めるもの。

【主な内容】

1 概要

県道改良、民間宅地造成、工業団地造成等に伴い、市道路線の認定及び変更をするもの。

(1) 認定

原町区 9 路線 L = 3 9 4 9. 9 m

(2) 変更

原町区 1 路線 L = △ 2 3 0 m

【主な内容】

原町区

内 容	路 線 名	総延長	幅 員	
認定路線	大原八木沢線	2012.6m	6.0m～7.8m	
	原ノ町駅跨線橋線	130.0m	3.0m～4.0m	
	上高平 2 号線	128.0m	5.0m～17.0m	
	上高平上北高平線	221.2m	5.0m～20.0m	
	大木戸 1 1 号線	114.7m	6.0m	
	上町線	247.7m	6.0m	
	零 1 5 号線	156.7m	9.5m～12.6m	
	下太田工業団地 2 号線	488.0m	12.0m	
	下太田工業団地 3 号線	451.0m	8.5m～9.5m	
変更路線	変更前	萱浜零線	3664.1m	5.3m～14.1m
	変更後		3434.1m	5.3m～14.1m

報告第 1 号 専決処分の報告について

【趣旨】

地方自治法第 180 条第 1 項の規定に基づき、下記のとおり専決処分したので、同条第 2 項の規定により報告するもの。

【専決第 1 号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成 31 年 2 月 7 日専決】

【専決第 2 号 損害賠償の額の決定及び和解について 平成 31 年 2 月 7 日専決】

1 損害賠償の額

NO	損害賠償の額	内 訳		
		28 年度家賃等	29 年度家賃等	30 年度家賃等
1	367,200 円	136,800 円	94,800 円	135,600 円
2	114,174 円	38,058 円	38,058 円	38,058 円

※損害賠償の額は市が負担し、委託業者に請求する。

※NO 2 は浄化槽管理費

2 損害賠償の理由及び和解の内容

平成 27 年 1 月 22 日、平成 27 年度個人積算線量測定の手続き書・同意書を各世帯主宛てに送付した際、送付書類の中に記載すべきでない秘匿情報（配偶者間暴力の被害者の避難先住所）を誤って記載し、配偶者間暴力の加害者（世帯主）に、配偶者間暴力の被害を受けている家族員（相手方）の避難先住所を送付してしまい、相手方に精神的苦痛を与えたものである。

平成 28 年第 1 回南相馬市議会定例会で議決を経て締結した和解書に基づき、平成 28 年度から福島県等が行う借上げ住宅制度の完了時期の平成 30 年度までの賃料相当額を賠償する。

損害賠償の額は上記のとおりとし、各当事者とも将来にわたり一切の異議申立て、請求、争訟等を行わないことで和解する。

【専決第3号 工事請負変更契約の締結について 平成31年2月14日専決】

1 専決処分の理由

平成29年第3回南相馬市議会定例会で議決を経た工事請負契約について、契約内容の一部に変更が生じたため、平成31年2月14日付けで専決処分したものの。

2 変更契約の内容

契約の目的		下太田工業団地造成事業（第2期）工事
契約の相手方		南相馬市原町区青葉町一丁目1番地 庄司建設工業株式会社
施工場所		南相馬市原町区下太田字川内迫地内外
契約金額	変更前	594,000,000円
	変更後	596,274,480円
	増額する額	2,274,480円

○主な変更内容

	項目	内容
(1)	構造物撤去工の変更	造成用地内の地中構造物（排水管等）が、推定していた構造より大きかったことから、撤去費用を増額するもの。 構造物の撤去量107.7m ³ 増 【変更前 67.6m ³ 】 → 【変更後 175.3m ³ 】